

真庭市農業委員会だより 創刊号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2928 電話(0867)42-1676 FAX(0867)42-1048 E-mail nohgyoh@city.maniwa.lg.jp



真庭市農業委員会
会長 矢谷光生

「真庭市農業委員会だより」
の創刊にあたって

桜の美しい季節となりました。真庭市内では、稲作の準備が始まっています。農作物は豊作の年となり、今年も、自然災害の少ない良い年となることを願っております。

町村合併により真庭市農業委員会が誕生して早4年を経過しましたが、この1年、日本の農業は高齡化・後継者不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えています。一方で、食料自給率が40%にまで低下する一方、昨年の輸入農産物の農薬混入問題等、今、私たちの食の安全が脅かされています。

私たちが農業者の使命の一つは、安全安心な食料を安定的に供給することです。食料自給率の向上を図ることであります。

真庭市の農業にも、活力ある農村・魅力ある農業の発展を目指し、当農業委員会で、真庭市農業振興施策等に関する協議、一を行つたところですが、この一、農業の基幹産業であり、安らぎの都・真庭市の発展の要であります。今後、当農業委員会は、農業の代表機関として、農業・農村振興のため、委員の一丸となり、真庭市の発展に努めさせていただきます。

公的に認められた唯一の農業者の代表機関です。

農業委員会は市町村に設置が義務付けられている行政委員会、公的に認められた唯一の農業・農業者の代表機関です。

真庭市農業委員会は、7つの選挙区から選ばれた選挙委員40名と、関係団体の推薦により、市長が選任した選任委員6名の計46名で構成されています。

(任期は平成二十三年七月二十日から平成二十三年七月十九日までの三年間)

農業委員は、農地の保全をはじめ、農業者の声を行政にとどける橋渡し役として、また、地域の農業者の相談役として、農業および農業者に関して幅広い役割を担っています。



主に次のような業務を行っています

農地法に基づく申請の許可
農地法に基づく農地の売買や貸借、農地の転用などの申請について、毎月農業委員会総会を開催し、申請が要件を満たす適切なものであるかなどについて審議すし、許可を行つていきます。

地域の農業振興のための取り組み
農業の担い手の育成と農地の有効利用に取り組み、農地の有効利用を促進し、農業経営の強化促進法に基づき、営基盤強化促進法に基づき、利用権設定等による、担い手への農地の集積・規模拡大の推進を行つていきます。

行政への建議・意見の公表

公的に認められた唯一の農業者の利益代表機関として、行政等に対して農業振興施策などに関する建議や意見の公表などを行つていきます。





農業委員地区担当一覧表

各地域の農業委員を紹介します。

選挙区	氏名	担当地区	選挙区	氏名	担当地区		
北房	佐藤 英輔	上中津井・下中津井	勝山	神 勝昭	組・横部・神庭・正吉・岡・柴原・山久世・眞興・見尾・菅谷・竹原・星山		
	江川 元治	五名・山田・宮地		地面 光政	勝山・本郷・三田・江川・福谷・荒田・後谷畝・神代		
	坂本 英正	五名・山田・宮地		勘藤 明雄	月田		
	谷口 眞須美	上皆部・下皆部		家原 良典	若代・下岩・月田本・岩井谷・岩井畝・上		
	黒田 秀男	阿口		池田 哲也	清谷・曲り・古呂々尾中・野・高田山上・若代畝・後谷		
	西谷 勝男	上水田		樋口 忠正	鉄山・黒田		
落合	先原 孝志	落合垂水・向津矢・西河内	美甘	仲島 保	美甘・田口・延風		
	小瀬 光朗	上市瀬・下市瀬・開田・福田		原田 始	田羽根・湯原温泉・下湯原・社・久見・釘貫小川・都高足・小窪谷・三世七原		
	瀨島 和則	大庭・平松・野川・古見	湯原	遠藤 太郎	豊栄・本庄・見明戸・禾津・仲間		
	菱川 光輝	野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山		佐山 均	種・粟谷・藤森・黒杭		
	橋本 喬至	鹿田		中和	妹尾 公雄	蒜山別所・蒜山吉田	
	西山 一男	下方・木山・日野上	眞原 尋一		蒜山下和・蒜山初和・蒜山真加子		
	山本 一郎	別所・佐引・関	横橋 公雄		蒜山上長田・蒜山下長田・蒜山下福田・蒜山下見		
	小出 一博	一色・栗原	樋口 英敏		蒜山中福田・蒜山富掛田・蒜山富山根		
	久世	本山 茂	上河内	八束	川上	石原 誉男	蒜山西茅部・蒜山東茅部・蒜山本茅部・蒜山湯船
		妹尾 宗夫	下河内・中河内			芦立 俊康	蒜山上徳山・蒜山下徳山・蒜山上福田
		江森 光正	田原・西原・赤野・法界寺・下見	選任委員	大石 清子	(市議会推薦)	
		小寺 敏之	中・日名・影・高屋・杉山		樋口 昌子	(市議会推薦)	
		柴田 博行	惣・富尾・草加部・神		宮田 精一	(市議会推薦)	
矢谷 光生		久世(土居)・中島・五反・台金屋	長尾 修		(市議会推薦)		
岡田 節二		三阪・鍋屋・多田・久世(下原、田下)	杉本 莊輔		(J.Aまにわ推薦)		
青木 栄		樫東・樫西・余野上・余野下	吉田 寛		(J.Aびほく推薦)		
福井 晴樹		目木・三崎・中原	(会長) 矢谷光生 (会長職務代理者) 谷口眞須美 (運営委員長) 石原誉男				
松原 保		久世(下原、田下、土居を除く)					

農地の貸借には
「利用権設定」のご活用を！

利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」であれば、農地は設定した期間が終了すれば離作料などを支払うことなく農地所有者に返ってきます。
また、受け手にとっても農地法の許可なく、経営拡大ができますので、双方とも安心して農地の貸し借りが行えます。

賃借料平均額(田・10a/年) 2008年1月~12月

地区名	平均額	最高額	最低額
北房・落合・久世	9,778円	13,000円	5,000円
勝山・美甘・湯原	9,147円	14,000円	5,000円
中和・八束・川上	9,761円	13,000円	5,000円

農地の売買・貸借

農地の転用には許可が必要です

まずは「相談を！」

農地を売買したり、貸借したりする場合は、農地法に基づき、農地転用許可を受けなければなりません。
また、農地法に基づき、農地を耕作目的で売却する場合、農地法に基づき、農地転用許可を受けなければなりません。
農地法に基づき、農地を耕作目的で売却する場合、農地法に基づき、農地転用許可を受けなければなりません。

農地法の申請、利用権設定の申請は原則毎月20日締め切りです。
(閉庁日の場合、翌開庁日)
※変更になる場合がありますので、ご確認ください。

農地の売買・貸借、農地の転用等をお考えの方は
各地区の農業委員 又は、
農業委員会事務局 まで
(TEL0867-42-1676)

お気軽に **ご相談** ください。

農地法の申請から許可までの流れ
(原則毎月20日締め切り・閉庁日の場合、翌開庁日)

(総会開催月の月末頃)

(締め切り月の翌月10日前後)

許可

許可

他目的への転用の許可申請

耕作目的での売買等の許可申請

平成20年度 農業委員会活動報告

許可申請等の審議の状況



(総会では、毎回慎重な審議が行われています。)
(写真・2月定例総会の様子)

許可申請等の件数(筆数)及び面積
(08年4月～09年2月)

耕作目的の売買等申請
105 件 167,417 m²

他目的への農地の転用申請
89 件 69,904 m²

利用権設定面積
759 筆 130.41 ha

本年度、真庭市農業委員会は、毎月定例総会と臨時総会を合わせて、計13回の総会を開催しました。総会では、農地法に基づく、農地の売買・農地転用の許可申請の審議、年間集積計画の決定などのほか、年間の活動計画の耕作放棄地解消対策、農業者年金の加入推進、市への建議についてなど、様々な事項について協議がなされました。

新規就農者との意見交換会



(高松市・写真上、百姓一・写真下、仲南産直市・写真左下)

一月二十三日、「真庭いきいき農林業者のつどい」の開催に合わせ、久世エスパス会議室を会場に、新規就農者と農業委員との意見交換会を実施しました。当日は、近年就農された新規就農者7名、農業委員9名と事務局職員、県農業普及指導センターの職員が出席し、「就農するにあたっての苦勞したこと」、「どのような支援が必要か」、

先進地視察研修会の実施

十一月二十六日・二十七日に、香川・徳島への先進地視察研修会を実施しました。視察先の高松市農業委員会で、事務局長から説明を受け、その後、地元農業委員との意見交換を行いました。その後視察した「仲南産直市(香川・まんのう町)」「および「百姓一(徳島・石井町)」では、産地直売施設を中心とした地域農業の活性化を取り組みについて、それぞれ参考になるお話がうかがうことができました。

市長へ建議書を提出

新規就農者からは、「真庭の農業の魅力をもっと市内外へ情報発信してほしい」、「先技術の習得のため、県外で研修の習得への参加費用の助成を」などの要望がありました。それを受け、谷口会長職務代理者は、今後、農業委員会として、皆さんの声を行政に伝えるため、皆さんの意見を市へ」と建請に盛り込んでいきたい。



(あいさつをする谷口職務代理者と新規就農者(写真・右)の方たち)

三月十八日、井手紘一郎市長に「平成二十年真庭市農業振興施策等に関する建議」を行いたいとの申し出が、確立する耕作放棄地の解消、有害鳥獣対策などに望みがありました。委員会の重要な活動の一環として、真庭市ホームページに掲載させていただきます。

二月十三日、杉本莊輔委員が通算十五年以上の永きにわたる農業委員としての業務への尽力と功績により、美作地区農業委員会協議会から表彰を受けられました。おめでとうございます。

農業委員永年勤続表彰



平成20年	平成21年
4月11日	12月5日
4月定例総会・運営委員会	12月定例総会・運営委員会
5月13日	1月13日
5月定例総会	1月定例総会・運営委員会
5月30日	2月23日
全国農業委員会会長大会	新規就農者との意見交換会
6月10日	2月29日
6月定例総会・運営委員会	農業者年金制度研修会
7月10日	3月12日
7月定例総会	3月定例総会
農業委員統一選挙	市長へ建議書を提出
8月12日	8月15日
農業委員改選後初総会	10月15日
9月11日	10月10日
9月定例総会・運営委員会	10月定例総会
10月10日	11月6日
10月定例総会	11月6日
真庭市農業委員会委員研修会 新任農業委員研修会	11月27日
11月26日	11月26日
11月27日	11月27日
市町村農業委員研修会 11月定例総会・運営委員会 農業委員先進地視察研修会	



ご存知ですか？

担い手積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

農業者の方であれば広く加入できる年金です

「新農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉向上、さらには農業者の担い手確保をはかる政策年金」として、平成十四年一月から新しくスタートしました。農業者年金は、農業者のための年金です。

国民年金の1号被保険者

年間60日以上農業に従事

60歳未満

であれば誰でも加入できます。

また、脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、支払った保険料は将来、老後に必要な生活費は、国民年金（基礎年金）だけでは十分といえず、自ら準備する必要があると、安心した老後の生活を送るために加入しませひ、農業者



少子高齢化に強い年金です

自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が決まる「積み立て方式（確定拠出型）」の年金で、入者・受給者の数に影響されにくい安定した年金制度で、運用の上り回りの状況などは保険料引き上げられることはありません。また、毎月6月末までに「付利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせいたします。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められ（月額2万円から6万円まで）、間で円単位で自由に選択することができます。

終身年金で80歳までの保障つきです

年金は生涯支給されます。仮に加入者が80歳まで死亡した場合、加入者本人が死亡した時点で、現在価値として遺族に支給され、一時金として相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金であり税制上の優遇措置があります

1 支払った保険料は全額（年所
2 支払った保険料は全額（年所
3 住民税の控除対象となり、納付
4 控除の間の効果は5年分納付
5 控除の間の効果は5年分納付
6 控除の間の効果は5年分納付
7 控除の間の効果は5年分納付
8 控除の間の効果は5年分納付
9 控除の間の効果は5年分納付
10 控除の間の効果は5年分納付

農業の担い手には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をして、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

真庭市では昨年度、7名の方が新規に加入されました

農業者年金加入推進活動により、平成19年度は20代から50代の7名の方が新規に加入されました。



（平成19年度に加入された、佐藤裕司さん・上水田佐藤さんは、父親の光男さんとともに、花き・野菜苗等を栽培しておられます。

父親のすすめもあり、将来への備えのために、国民年金の上乗せ年金として「農業者年金」に加入しました。農業者年金の保険料は全額が社会保険料控除の対象になること、何より、自分が積み立てた保険料を運用した年金を自分で受け取ることで、できる「積み立て方式」の年金であることが加入を決めた大きな点でした。毎年、個人ごとの積立・運用状況を通じてくれるのもよいところだと思います。



独立行政法人 農業者年金基金
電話(03-3502-3942)

農業者年金に関するご質問等は

農業委員会事務局 まで
(Tel.0867-42-1676)

お問い合わせください。

※加入申込については、JAが窓口になります。

編集後記

この度「真庭市農業委員会だより」を創刊することとなりました。農業者の代表機関である「農業委員会」ですが、「実際にはどんな活動しているのかよく分からない」というお話を聞くことがあります。この広報紙をとおして、農業委員会の役割や活動について、農業者の方はもちろんのこと、市民の方に広く知っていただければ幸いです。

(事務局)

購読のお申し込みは農業委員会事務局まで

岡山真庭市 農業者年金の加入推進に成果
広報活動・戸別訪問が効果的
岡山真庭市 農業者年金の加入推進に成果
広報活動・戸別訪問が効果的

（2009年1月26日付・「全国農業新聞」中国版）

「真庭市農業委員会の活動が取り上げられました。」

発行 週1回（毎週金曜日）
購読料 1ヶ月（600円）年間7,200円

全国農業新聞を購読しませんか？
農地を守り担い手を応援する農業専門情報誌です。経営と暮らしに役立つ情報を、コンパクトに分かりやすくお伝えします。皆さんも、「全国農業新聞」を購読してみませんか。

